

北子2第3224号

令和2年8月14日

北谷町内認可保育施設長 様

北谷町長 野国 昌春

(公 印 省 略)

「沖縄県緊急事態宣言」延長に伴う認可保育施設における登園自粛要請期間の延長について（通知）

みだしの件について、本町では沖縄県緊急事態宣言延長をうけ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 令和2年8月29日(土)まで 登園自粛要請期間を延長することとしました。

各施設におかれましては、引き続き感染防止策の徹底と下記事項にご留意のうえ、保育体制の維持にご協力をお願いします。

記

1 留意事項

あくまでも、自粛要請となっていることから、自粛要請期間中、保護者が保育施設等の利用を希望する場合には、施設はその利用を拒むことはできません。

自粛期間中の保育所利用の適否を施設が判断してはいけませんので、その点を踏まえ、ご対応をお願いします。

必要な保育の提供のため、ご理解ご協力をお願い致します。

2 次のことについて、対応に変更はありません。

- (1) 登園自粛した場合の保育料等の取扱いについて
- (2) 給付費について
- (3) 児童及び職員の感染または濃厚接触が判明時の対応
- (4) 北谷町役場業務時間外の緊急連絡

「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた、保護者への登園自粛に係る留意事項について（通知）（令和2年8月3日付北子2第2961号）」を確認してください。

※今後、国や県、市町村の動向により、変更となる場合があります。

その際には、改めてホームページ等でお知らせします。

担当 子ども家庭課 保育所担当 (098) 936-1234 (内線 2321～2324)